

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年4月21日
【会社名】	株式会社ジーエヌアイグループ
【英訳名】	GNI Group Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号
【電話番号】	03(6214)3600(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役代表執行役CFO トーマス・イーストリング
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号
【電話番号】	03(6214)3600(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役代表執行役CFO トーマス・イーストリング
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 25,160,000円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 13,605,160,000円 (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	20,000個（新株予約権1個につき1,000株）
発行価額の総額	25,160,000円
発行価格	新株予約権1個につき1,258円（新株予約権の目的である株式1株当たり1.258円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年5月8日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ジーエヌアイグループ 総務企画部
払込期日	平成29年5月8日（月）
割当日	平成29年5月8日（月）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

- （注）1．第40回新株予約権証券（以下「本新株予約権」といいます。）については、平成29年4月21日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3．本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。
- 4．振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は20,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は1,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額(1円未満の端数は切り捨てる。)が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。</li> <li>3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、当初、340円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</li> <li>5. 割当株式数の上限 20,000,000株(平成28年12月31日現在の発行済株式総数に対する割合は17.54%)</li> <li>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 6,825,160,000円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)</li> <li>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を1,000株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式20,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1,000株とする。)。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math></li> <li>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</li> <li>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</li> </ol>

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初679円とする。
3. 行使価額の修正  
別記「(2) 新株予約権の内容等（注）」欄第7項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が340円（以下「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。  
本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。
4. 行使価額の調整  
(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

	<p>本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>13,605,160,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成29年5月9日から平成31年5月8日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,258円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり1,258円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり1,258円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討致しましたが、下記「(3) 資金調達方法の選択理由（他の資金調達方法との比較）」に記載の通り、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々留意点がある中で、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社より提案を受けた下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記「(3) 資金調達方法の選択理由（本スキームの特徴）」に記載のメリットがあることから、下記「(3) 資金調達方法の選択理由（本スキームの特徴）」に記載の本スキームの留意点に鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断致しました。そのため、本新株予約権の発行により資金調達をしようとするものであります。

(1) 資金調達の目的

当社は、複数の創薬候補化合物をパイプラインに持ち、先端バイオ技術を活用して創薬活動を行っている創薬企業グループであります。自社グループの研究により開発された創薬候補物より、開発パイプラインを充実させると同時に、その一部を外部製薬企業にも共同研究を通じて提供し、さらなる価値創造につなげております。

当社の連結子会社である上海ジェノミクス有限公司、GNI-EPS (HONG KONG) HOLDINGS LIMITED、GNI-EPS Pharmaceuticals, Inc.、北京コンチネント薬業有限公司及び上海ジェノミクステクノロジー有限公司は、中国における臨床試験、医薬品の開発及び製造販売、抗体製造販売、創薬関連の研究受託等を

行っております。また、当社の連結子会社であるGNI USA, Inc.は、米国における新薬開発を行っております。

当社グループは複数の創薬候補化合物を有し、日本や中国等のアジアに患者の多い疾患をターゲットにした医薬品を開発しており、中国に自社の製薬工場を持つことで、新薬探索・臨床開発から製造・販売まで一貫した事業活動を行っております。このような当社の事業活動形態は、通常のバイオベンチャー企業が、多くの場合、探索研究段階から第2相臨床試験終了段階までの間に導出( )・事業提携等を行うことと比べると珍しいことといえます。

( ) 特定の医薬品を開発、販売するために必要な知的財産権の相手による使用を許可すること。

当社グループの手がける事業は、以下の3つの創薬活動から成り立っております。第一が創薬研究活動であり、創薬研究活動は、当社グループが独自に(又は外部の製薬企業との共同研究を通じて)、先端バイオ技術を活用して、ターゲット遺伝子又は既存化合物の作用機序(作用のメカニズム)の解明や未知遺伝子に関する機能推定等を行う活動です。二番目が創薬インフラ活動であり、創薬インフラ活動は、当社グループが独自に(又は外部の製薬企業との共同研究を通じて)、各種実証実験や前臨床試験等を実施する活動です。そして三番目が基本創薬活動であり、基本創薬活動は、当社グループが独自に開発した(又は外部からライセンスを受けた)創薬候補化合物等の臨床試験を実施し、医薬品としての承認を受け、製造及び販売を企画実行する活動です。

当社グループは、前述の3つの創薬活動において、「自社研究開発」と「共同研究開発」の2つのアプローチを取っております。そのアプローチは、(A)ターゲット探索・実証段階、(B)化合物探索・最適化段階、(C)前臨床試験段階、(D)臨床試験段階、(E)製造販売段階の5つの段階に分けられます。

自社グループにおける研究開発では、(A)のターゲット探索・実証段階から(D)の臨床試験段階までを一貫して当社グループで実現しております。また、医薬品としての承認を受けた特異性肺線維症治療薬であるアイスーリュイ〔中国語：艾思瑞®、英語：Etuary®(一般名：ピルフェニドン)〕の(E)製造販売を実現するために北京コンチネント薬業有限公司を子会社化し、平成25年2月に製造販売許可を申請、同年12月当該許可を取得し、平成26年2月より販売を開始致しました。

このような状況で、平成28年12月期において、当社では、売上収益の成長、臨床開発やグループ体制における重要な成果を収める等、ビジネス戦略に大きな進展が見られました。当社では、平成28年第3四半期連結会計期間から、アイスーリュイの販売活動について、販売代理店を活用する体制から自社人員の専任営業チームによる直販体制に移行しました。その結果、直販体制の実施を通じて、平成28年12月期のアイスーリュイの売上収益は1,117百万円と前期比約42.3%増加の記録的な売上高を達成し、これまで以上の数の特異性肺線維症(IPF)患者の方々にアイスーリュイをお届けすることができました。臨床試験活動においても、新たな適応症の承認を得たことで一層拡大しましたが、これは将来的な技術革新と医薬品開発に対する当社のコミットメントを表しています。さらに、当社は、当連結会計年度において、主要子会社への追加的な出資を行うことで持分を増加し、また、開発パイプラインへの出資及び製造能力の拡大のための出資等で、グループ体制を強化しました。

研究開発活動におきましては、アイスーリュイの適応症拡大として、アイスーリュイを放射線性肺炎(RP)治療薬、糖尿病腎症(DN)治療薬、結合組織疾患を伴う間質性肺疾患(CTD-ILD)治療薬として開発しております。

#### 中国におけるDNの研究開発について

当社グループは、平成28年8月、アイスーリュイの3番目の適応症である糖尿病腎症(DN)治療薬の治験許可(IND)申請に対する承認を中国国家食品薬品監督管理総局(CFDA)より取得しました。DNは、型糖尿病又は型糖尿病により引き起こされる慢性腎臓病です。統計(出典：New England Journal of Medicine 2010年)によれば、中国では、糖尿病の有病者が9,240万人に達すると報告されており、型又は型糖尿病患者の20~30%が腎疾患を引き起こすとされています(詳細については、平成28年8月17日付で当社が公表した「アイスーリュイの適応症拡大による糖尿病腎症治療薬としての中国における治験許可申請承認に関するお知らせ」及び同月18日付で当社が公表した「アイスーリュイの適応症拡大による糖尿病腎症治療薬としての中国における治験許可申請承認に関する追加的なお知らせ」をご参照ください。)。同承認により、当社は、DNに関し、第2相臨床試験を直ちに開始することが認められていますが、これにより、既承認薬であるアイスーリュイの新たな適応症に注力し、加速度的な新薬開発を行うという当社の戦略の有効性が実証されました。第2相臨床試験の開始は、平成29年12月期の第2四半期を見込んでおります。

#### 中国におけるCTD-ILDの研究開発について

平成28年9月に、当社グループは、アイスーリュイの4番目の適応症であるCTD-ILD治療薬としてのIND申請に対して、CFDAより、第3相臨床試験から直ちに開始できる承認を取得しました。CTD-ILDは、結合組織疾患(CTD)を持つ患者の肺が、炎症及び線維症、又はいずれか一方の症状を引き起こす状態のことを指します。CTDは、全ての体細胞の支持構造体である結合組織の障害で、その典型的な症状は、肺等の体内の複数の臓器や組織の炎症と傷跡です。間質性肺疾患(ILD)は、CTDに伴う最

も重篤な肺の合併症で、重篤な症状や死に至る疾病です。アイスーリュイに対するIND承認は、CTD-ILDの2つの適応症に関するもので、これらは全身性強皮症(強皮症)及び皮膚筋炎(DM)です。中国におけるCTD-ILDの患者数は明瞭ではありませんが、ILD患者のある集団内で、CTD-ILD又は未分化組織結合病間質性肺疾患(UCTD-ILD)の患者数はIPF患者数の2倍近くとの報告があります。即ち、CTD-ILD又はUCTD-ILDの有病率は、IPFより高いことを示しております。当社は、平成29年12月期の第2四半期にCTD-ILDに関する第3相臨床試験を開始できると予想しております。

#### 中国におけるF351の研究開発について

肝線維症治療薬であるF351(一般名:ヒドロニドン)は、当社グループのパイプラインの中でも重要な創薬候補化合物で、臨床開発活動を世界の主要医薬品市場で展開する当社戦略に必要な不可欠なものです。F351は、アイスーリュイの誘導体である新規創薬候補化合物です。内臓の繊維化に重要な役割を果たす肝星細胞の増殖及びTGF- $\beta$ 伝達経路の両方の阻害剤で、当社の連結子会社である上海ジェノミクスにおける多様な動物試験において、肝線維症及び腎線維症に対して顕著な有効性を示しました。当社グループは中国、日本、豪州、カナダ、米国及び欧州各国を含む主要な国でのF351の特許権を保有しております。当社グループは、中国においては、F351の肝線維症治療薬としての第2相臨床試験を行っておりますが、これは、慢性B型肝炎ウイルス感染による肝線維症の治療におけるF351の安全性及び有効性を検証するもので、中国全土のクラスAAAの13の病院が参加し、最大240人の被験者に対して、無作為、二重盲検、プラセボ、多回投与、多施設での試験を行うものですが、試験終了は、平成29年中を目途としております。

#### 米国におけるF351の研究開発について

米国においては、平成28年3月、当社グループは、肝線維症治療薬としてのF351の米国におけるIND申請を米国食品医薬品局(FDA)に対して行いました。その後、平成28年5月3日にはFDAから通知を受領し、追加的に、米国GLP基準に準拠した最低8日間の毒性試験結果の提出を要請されました。平成28年7月には、当社は、米国GLP基準に準拠した試験を第三者に委託しました。同試験が終了次第、試験結果をまとめた補足資料を、IND申請の補完資料として、平成29年12月期の上半期中に提出する予定です。

このように、中国及び米国において今後一層研究開発を加速させる予定ですが、当社の新たな成長戦略として、単一で世界一大きな医薬品の市場である米国での研究開発活動を加速、拡大するとともに、新たな事業分野への進出も推し進めてゆきたいと考えております。これにより、中国市場における低分子医薬品の開発、製造販売のみならず、米国市場における低分子医薬品及びその他医療分野への拡大、進出を行うことにより、事業活動全般の安定化を図り、収益性の拡大を図りたいと考えています。当社は、現在、主として中国において事業を運営しており、また、取扱製品は、低分子化合物である医薬品であります。当社としては、営業地域、製品分野が単一であることのリスクを認識しており、企業経営の安定化、収益の拡大、収益性の向上のためには、他の医療分野や他の地域への進出が喫緊の課題であると認識しております。これまでこの対策として、他地域への進出及び当社の事業分野と類似するものの異なる事業分野への進出を検討してまいりました。この多角化の一つがF351の米国での開発であります。

これに加えて、異なる事業分野への進出の方法として、当社の営む医薬品の開発、製造、販売に近い分野である医療機器、医療材料関連分野も視野に入れ、これまで企業買収を企図し、買収先を探しておりましたが、「第三部 追完情報 2 臨時報告書の提出」に記載の平成29年4月18日付臨時報告書及び同月19日付臨時報告書の訂正報告書に記載の通り、この度、当社の今後の戦略に合致する買収相手先を認識しました。買収候補会社は、米国カリフォルニア州の生体材料分野で事業を展開するBerkeley Advanced Biomaterials, Inc.(以下「BAB」といいます。)です。BABは、ヒドロキシアパタイト及びカルシウムを主成分とする生体材料(代替骨)の製造に特化し、米国及び欧州各国内での整形外科領域の手術や脊椎外科手術で用いられている移植可能な生体吸収性のある生体材料を開発、販売しております。

BABを買収することにより、新たな事業分野への進出及び新たな地域での事業活動の展開が期待できます。さらに、BABから見込まれる安定的な収益及びキャッシュ・フローにより、財務基盤の安定と、事業の持続的成長並びに企業価値向上を図ることが可能となると考えております。

買収スキームについては、米国税法等の関係もあり、形式的には、BABが子会社を設立し、資産、営業等の全てを当該子会社に譲渡し、その後、当社が100%子会社であるGNI USA, Inc.(所在地:米国デラウェア州)を通じて、当該子会社の70%を取得し、連結子会社化することを予定しております。

なお、当社は、株主の変更によるリスクを軽減させる目的から、BABの現経営陣と協力しながら相乗効果を創出させるべく、経営していく予定です。BABが設立する予定の子会社の取締役の構成につきましては5名を予定しており、当社は、当該5名の取締役のうち、取締役会長に加えて、必要であればCFOを含めた3名の取締役を任命する予定です。なお、BABの主要株主であるFrançois GéninはCEOとして、



もう一人の主要株主であるPing LuolはR&Dアドバイザーとして引き続き職務にあたっていただくことを予定しております。

## (2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む第三者割当て契約(以下「本第三者割当て契約」といいます。)を締結致します。割当予定先は、本第三者割当て契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書(以下「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面(以下「行使許可書」といいます。)により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長60取引日の期間(以下「行使許可期間」といいます。)に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、割当予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断致します。

また、当社は行使許可を行った後、行使許可期間中に、当該行使許可を取り消す旨を割当先に通知することができ、この場合、通知の翌取引日から、割当先は当該行使許可に基づき本新株予約権を行使することが出来ません。

なお、当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、行使許可期間(行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間)を除き、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

## (3) 資金調達方法の選択理由

本スキームは、当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら、自己資本を増強することが可能となる手法です。

当社は、今回の資金調達に際し、以下の「(本スキームの特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定致しました。

(本スキームの特徴)

### [メリット]

当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の92%に相当する金額に修正されるため、株価変動に応じて機動的な資金調達が可能となります。なお、本新株予約権の下限行使価額は340円に設定されており、行使価額の下方向修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

本新株予約権の目的である当社普通株式数は20,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又は代替的な資金調達手法が確保できた場合等には、当社の選択により、行使許可期間(行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間)を除き、いつでも残存する本新株予約権を発行価額と同額で取得することが可能であり、資本政策の柔軟性が確保されております。

本新株予約権による調達金額は資本となるため、財務健全性指標が上昇します。

### [留意点]

本スキームは、当社の行使許可のもと、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。

- (ア) 株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。
- (イ) 株価が下限行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、全ての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となります。
- (ウ) 当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、株価が行使価額を超えている場合でも、割当予定先が行使をしない限り資金調達ができない仕組みとなっております。
- (エ) 一時に資金調達することはできず、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定であるため、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断致しました。

第三者割当てによる新株発行は即時の資金調達の有効な方法となりえますが、公募増資と同様、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でない判断致しました。

社債及び借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本第三者割当て契約を締結致します。割当予定先は、本第三者割当て契約に従って当社に対して行使許可申請書を提出し、これに対し行使許可書により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長60取引日の行使許可期間に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、割当予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。  
行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断致します。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
  6. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はありません。
  7. 本新株予約権の行使請求の方法
    - (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
    - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
    - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
  8. 株券の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。
  9. 本新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しません。
  10. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】  
該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
13,605,160,000	20,580,000	13,584,580,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（25,160,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（13,580,000,000円）を合算した金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

### (2)【手取金の使途】

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計13,584,580,000円となる予定であり、具体的には次の使途に充当する予定であります。なお、実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
BAB株式の取得費用	6,500	平成29年6月～平成29年8月
中国におけるF351の研究開発費用	1,500	平成30年1月～平成32年12月
米国におけるF351の研究開発費用	4,084	平成29年12月～平成32年11月
中国におけるアイスーリュイの適応症拡大によるDN治療薬としての研究開発費用	1,000	平成29年7月～平成32年6月
中国におけるアイスーリュイの適応症拡大によるCTD-ILD治療薬としての研究開発費用	500	平成29年7月～平成32年6月
合計	13,584	

当社は、上記表中に記載の通り資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下の通りです。

#### BAB株式の取得費用について

買収スキームについては、米国税法等の関係もあり、形式的には、BABが子会社を設立し、資産、営業等の全てを当該子会社に譲渡し、その後、当社が100%子会社であるGNI USA, Inc.（所在地：米国デラウェア州）を通じて、当該子会社の70%を取得し、連結子会社化することを予定しております。

BABは、ヒドロキシアパタイト及びカルシウムを主成分とする、高品質かつ費用効果の高い生体材料の製造に特化し、米国及び欧州各国内での整形外科領域の手術や脊椎外科手術で用いられている移植可能な生体吸収性のある生体材料を開発、販売しております。GMP（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準）に準拠した施設を擁し、従業員数は33名、創業以来長期に渡る多様な顧客層に人口セラミック、コラーゲン、移植組織等一連の生物製剤を提供しております。財務面では、2015年及び2016年のEBITDA（利息、税金、減価償却費控除前の利益）マージンは40%、2016年の売上高は15.2百万ドルです。

BABの財務内容等の詳細は、「第三部 追完情報 2 臨時報告書の提出」に記載の平成29年4月18日付臨時報告書及び同月19日付臨時報告書の訂正報告書に記載の通りです。

BABを買収することにより、生体材料の開発及び販売という創業事業と付随的な関係にある医薬機器、医療材料関連事業を当社の事業ポートフォリオに加えることで、医療機器、医療材料関連事業がもたらす成長機会の恩恵を受けることが可能となると同時に、事業分野が単一であることのリスクを低減させることが可能となります。さらに、BABから見込まれる中国国外からの安定的な収益及びキャッシュ・フローにより、財務基盤の安定と、事業の持続的成長及び企業価値向上を図ることが可能となります。加えて、今後、BABの製品群を有望市場である日本及び中国において展開することや医薬品と生体材料の融合による新たな製品開発を行うことによる新規事業分野への展開も可能となります。

#### 中国におけるF351の研究開発費用について

当社グループは、中国において、F351の肝線維症治療薬としての第2相臨床試験を行っておりますが、これは、慢性B型肝炎ウイルス感染による肝線維症の治療におけるF351の安全性及び有効性を検証するもので、中国全土のクラスAAAの13の病院が参加し、最大240人の被験者に対して、無作為、二重盲検、プラセボ、多回投与、多施設での試験を行うものです。平成28年12月末日現在、15の施設で、106人の被験者登録が行われていますが、治験終了は、平成29年中を目途としております。当社グループは、第2相臨床試験終了後速やかに、第3相臨床試験申請を行う予定です。今回の資金調達に係る資金につきましては、F351の第2相試験終了後のデータ分析、報告書作成、第3相試験の準備、申請、実施等の費用に充当することを目的としております。

#### 米国におけるF351の研究開発費用について

平成28年3月、当社グループは、肝線維症治療薬としてのF351の米国におけるIND申請をFDAに対して行いました。その後、平成28年5月3日にはFDAから通知を受領し、追加的に、米国GLP基準に準拠した最低8日間の毒性試験結果の提出を要請されました。平成28年7月には、当社は、米国GLP基準に準拠した試験を第三者に委託しました。同試験が終了次第、試験結果をまとめた補足資料を、IND申請の補完資料として、平成29年12月期の上半期中に提出する予定です。今回の資金調達に係る資金につきましては、FDAによる当社のIND申請承認後に発生することが見込まれる第2相臨床試験準備及びブリッジスタディー（中国で行われた治験のデータを活用し、米国での重複試験を避け、新薬を早期に承認取得することを目的に、中国での試験の成績が、米国の患者でも再現されることを確認するための試験）に適宜充当することを目的としております。

#### 中国におけるアイスーリュイの適応症拡大によるDN治療薬としての研究開発費用について

当社グループは、平成28年8月、アイスーリュイの3番目の適応症であるDN治療薬のIND申請に対する承認をCFDAより取得しました。DNは、1型糖尿病又は2型糖尿病により引き起こされる慢性腎臓病です。統計によれば、中国では、糖尿病の有病者が9,240万人に達すると報告されており、1型又は2型糖尿病患者の20～30%が腎疾患を引き起こすとされています。同承認により、当社は、DNに関し、第1相臨床試験を行うことなく、第2相臨床試験を直ちに開始することが認められていますが、これにより、既承認薬であるアイスーリュイの新たな適応症拡大に注力し、加速度的な新薬開発を行うという当社の戦略の有効性が実証されました。第2相臨床試験の開始は、平成29年12月期の第2四半期を見込んでおります。今回の資金調達に係る資金につきましては、DNの第2相臨床試験を加速させる費用及び第3相臨床試験を視野に入れた費用に充当することを目的としております。

#### 中国におけるアイスーリュイの適応症拡大によるCTD-ILD治療薬としての研究開発費用について

平成28年9月、当社グループは、アイスーリュイの4番目の適応症であるCTD-ILD治療薬としてのIND申請に対して、CFDAより、第3相臨床試験から直ちに開始できる承認を取得しました。CTD-ILDは、CTDを持つ患者の肺が、炎症及び線維症、又はいずれか一方の症状を引き起こす状態のことを指します。CTDは、全ての体細胞の指示構造体である結合組織の障害で、その典型的な症状は、肺等の体内の複数の臓器や組織の炎症と傷跡です。ILDは、CTDに伴う最も重篤な肺の合併症で、重篤な症状や死に至る疾病です。アイスーリュイに対するIND承認は、CTD-ILDの2つの適応症に関するもので、これらは全身性強皮症（強皮症）及び皮膚筋炎（DM）です。中国におけるCTD-ILD又はUCTD-ILDの患者数はIPF患者数の2倍近くとの報告があります。即ち、CTD-ILD又はUCTD-ILDの有病率は、IPFより高いことを示しております（詳細については、平成28年9月8日付で当社が公表した「アイスーリュイの結合組織疾患を伴う間質性肺疾患（CTD-ILD）治療薬としての中国における治験許可申請承認のお知らせ」に記載の通りです。）。CTD-ILDに関する第3相臨床試験の開始は、平成29年12月期の第2四半期を見込んでおります。今回の資金調達に係る資金につきましては、CTD-ILDの第3相臨床試験を加速させる費用に充当することを目的としております。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。実際に調達した資金の金額が現時点において想定している調達資金の額を上回った場合には、超過分を上記及びで記載されている中国及び米国におけるF351の開発を含む研究開発費に使用する予定です。また、現時点において想定している金額の資金を調達できなかった場合や支出予定時期との関係で不足が生じた場合には、当該時点の状況に鑑み別途必要な資金を調達する予定です。本新株予約権の行使により調達した資金は、上記乃至の各資金使途のうち、支出時期が到来したもから、順次充当致します。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成29年4月20日現在におけるものであります。

a. 割当予定先の概要	名称	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区大手町1-9-7 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
b. 提出者と割当予定先との関係	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第11期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月30日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第12期第1四半期 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月10日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第12期第2四半期 (自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月11日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第12期第3四半期 (自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年2月13日関東財務局長に提出
	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

### c. 割当予定先の選定理由

当社は、今回の資金調達にあたり、割当予定先であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社のほか、国内外の金融機関に相談し、資金調達方法の説明や提案を受け、当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入等の各資金調達方法について、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1.(3) 資金調達方法の選択理由」に記載の通り検討致しました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに、借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに合致するものではありませんでした。その結果として、当社は、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

当社は、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社が当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が国内外に厚い投資家顧客基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されることから、同社を割当予定先として選定致しました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数 20,000,000株

e．株券等の保有方針

本新株予約権の割当予定先であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社と締結する本第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。また、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本第三者割当て契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有する。以下同じ。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けており、割当予定先の平成28年3月期の有価証券報告書及び平成29年3月期第3四半期報告書に記載されている財務諸表により、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先であるモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社は、その親会社であるモルガン・スタンレーの株式が、ニューヨーク証券取引所に上場されております。モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社は金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に加盟しております。

モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社は、反社会的勢力に対する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。また、当社は、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社がかかる基本方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するためのコンプライアンス体制を確立していることを、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社からのヒアリング等により確認しております。

以上を踏まえ、当社は、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びその役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であります。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当て契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件（当社の資金調達需要が一様に発生すること、資金調達需要が発生している場合には割当予定先からの行使許可申請に対して当社がこれに応じること、それ以降については本新株予約権が残存する限り当社が当該行動を継続することにより割当予定先の権利行使を促すこと、割当予定先は当社からの行使許可が得られた場合には出来高の一定割合12.5%の株数の範囲内で速やかに権利行使を実施すること、当社の意思決定による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること等を含みます。）を設定しています。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ（1,229円～1,258円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額レンジの上限と同額の1,258円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成29年4月20日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジの上限と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断致しました。

なお、当社監査委員会から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は20,000,000株（議決権数20,000個）であり、平成28年12月31日現在の当社発行済株式総数114,024,831株及び議決権数113,966個を分母とする希薄化率は17.54%（議決権ベースの希薄化率は17.55%）に相当します。

なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ当社が本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は20,000,000株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は14.93%となる見込みです。

しかしながら、本新株予約権は原則として当社の行使許可をもって当初行使価額で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、割当予定先が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の20,000,000株を行使期間である2年間にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約40,000株であることから、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高4,506,419株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。



## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	-	-	20,000,000	14.93
イン・ルオ	SHANGHAI P.R. CHINA	4,288,048	3.76	4,288,048	3.20
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	2,596,000	2.28	2,596,000	1.94
森田 政廣	長野県伊那市	1,155,000	1.01	1,155,000	0.86
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号経団連会館6階	1,135,500	1.00	1,135,500	0.85
須藤 一彦	東京都東村山市	900,000	0.79	900,000	0.67
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	877,971	0.77	877,971	0.65
ウエル技術ベンチャー投資事業有限責任組合	東京都新宿区喜久井町65糟屋ビル3F	770,000	0.68	770,000	0.57
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	706,000	0.62	706,000	0.53
高田 篤史	山口県下関市	705,000	0.62	705,000	0.53
計	-	13,133,519	11.52	33,133,519	24.73

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年12月31日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。

2. 「割当後の所有株式数」は、割当前の「所有株式数」に、本新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

5. モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社の「割当後の所有株式数」は、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社が、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社は、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスク等について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第16期、提出日平成29年3月29日）（以下「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年4月21日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年4月21日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2 臨時報告書の提出

当社は、有価証券報告書の提出日（平成29年3月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成29年4月21日）までの間において、以下の臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成29年3月29日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成29年3月23日開催の当社第16期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年3月23日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役7名選任の件

取締役として、イン・ルオ、トーマス・イーストリング、佐藤博之、指輪英明、リウエン・ウ、ワンショウ・グオ、郡高秀を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項		賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)	
議案 取締役7名選任の 件	イン・ルオ	68,463	593	1,720	(注)	可決	88.55
	トーマス・イースト リング	67,793	1,263	1,720		可決	87.68
	佐藤 博之	68,454	602	1,720		可決	88.54
	指輪 英明	68,396	660	1,720		可決	88.46
	リウエン・ウ	68,443	613	1,720		可決	88.52
	ワンショウ・グオ	68,461	595	1,720		可決	88.55
	郡 高秀	68,471	585	1,720		可決	88.56

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成29年4月18日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成29年4月18日開催の当社取締役会において、さらなる詳細な精査評価作業の結果、問題がないこと等の一定の条件の下で、当社は100%子会社であるGNI USA, Inc. (所在地: 米国デラウェア州)を通じて、Berkeley Advanced Biomaterial, Inc. (所在地: 米国カリフォルニア州、代表取締役: François Génin, Ph.D.、以下「BAB」といいます。)を買収することを決議し、同日付で当該買収に関する拘束力のある覚書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、米国税法等の関係もあり、形式的には、BABが子会社を設立し、資産、営業等の全てを当該子会社に譲渡し、その後、当社が当該子会社の70%を取得し、連結子会社化することを予定しております。詳細につきましては、決定次第速やかにお知らせいたします。

2 報告内容

1. 特定子会社の異動について(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称 : Berkeley Advanced Biomaterial, Inc.  
住所 : 901 Grayson Street, Suite 101 Berkeley CA 94710 USA  
代表者の氏名 : François Génin, Ph.D., Chief Executive Officer  
資本金の額 : 1,614千USドル  
事業の内容 : 生体材料の開発・製造・販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数  
異動前: 0個  
異動後: 未定  
総株主等の議決権に対する割合  
異動前: 0%  
異動後: 70%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社がBerkeley Advanced Biomaterial, Inc.を買収し、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当するためであります。  
異動の年月日：平成29年7月31日（予定）

2. 子会社取得の決定について（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容）

(1) 取得対象子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、総資産の額及び事業の内容

商号：Berkeley Advanced Biomaterial, Inc.  
本店の所在地：901 Grayson Street, Suite 101 Berkeley CA 94710 USA  
代表者の氏名：François Génin, Ph.D., Chief Executive Officer  
資本金の額：1,614千USドル  
総資産の額：13,227千USドル  
事業の内容：生体材料の開発・製造・販売

(2) 取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の総資産、売上高及び当期純利益

決算期	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
総資産	5,207千USドル (567,568千円)	9,930千USドル (1,082,415千円)	13,227千USドル (1,441,828千円)
売上高	17,265千USドル (1,881,908千円)	15,734千USドル (1,715,054千円)	15,288千USドル (1,666,495千円)
当期純利益	8,881千USドル (968,114千円)	6,424千USドル (700,312千円)	6,170千USドル (672,612千円)

(注) 換算レートは平成29年4月14日三菱東京UFJ銀行公表のT.T.M.109.22円の小数点以下を切り捨てた109円を採用しています。

(3) 取得対象子会社の当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。  
人的関係 当社と取得対象子会社との間には、当社CEO Ying Luoの姉が対象会社の大株主であるという人的関係があります。当社は、第三者アドバイザーからの助言に従い、当社としての意思決定の独立性を確保するために必要な追加措置を講じております。具体的には、当社CEOであるYing Luoは、本件に係る当該個人との交渉に一切関わらず、本件に係る取締役会において議論に加わらず、また、議決権の行使もしないという措置等を講じております。  
取引関係 当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

(4) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、アジアに患者の多い疾患を適応症とした複数の創薬候補化合物をパイプラインに持ち、先端バイオ技術を活用して創薬活動を行っている創薬企業グループであります。自社グループの研究により開発された創薬候補物より、開発パイプラインを充実させると同時に、その一部を外部製薬企業にも共同研究を通じて提供し、さらなる価値創造につなげております。BABを買収することで、当社の既存の製品分野が多角化され、製品分野及び営業地域が単一であることのリスクを低減することができます。また、BABから見込まれる米国での収益及び健全な財務基盤を享受することができ、当社の早期黒字化が期待されます。

当社は、現在、主として中国において事業を運営しており、また、取扱製品は、低分子化合物である医薬品であります。当社としては、営業地域、製品分野が単一であることのリスクを認識しており、企業経営の安定化、収益の拡大、収益性の向上のためには、他の医療分野や他の地域への進出が喫緊の課題であると認識しております。これまでこの対策として、他地域への進出及び当社の事業分野と類似するものの異なる事業分野への進出を検討してまいりました。この多角化の一つがF351の米国での開発であります。

F351の米国での開発に関しては、2016年5月3日にはFDAから通知を受領し、追加的に、米国GLP基準に準拠した最低8日間の毒性試験結果の提出を要請されました。2016年7月には、当社は、米国GLP基準に準拠した試験を第三者に委託しました。同試験が終了次第、試験結果をまとめた補足資料を、IND申請の補完資料として、2017年上半年中に提出する予定です。

これに加えて、異なる事業分野への進出の方法として、当社の営む医薬品の開発、製造、販売に近い分野である医療機器、医療材料関連分野も視野に入れて、これまで企業買収を企図し、買収先を探してまいりましたが、この度、当社の今後の戦略に合致する買収相手先を認識しました。買収候補会社は、米国力

リフォルニア州の生体材料分野で事業を展開するBABです。BABは、ヒドロキシアパタイト及びカルシウムを主成分とする生体材料(代替骨)の製造に特化し、米国及び欧州各国内での整形外科領域の手術や脊椎外科手術で用いられている移植可能な生体吸収性のある生体材料を開発、販売しております。

BABを買収することにより、生体材料の開発及び販売事業を当社の事業ポートフォリオに加えることができ、経営の多角化を図ることができます。さらに、BABから見込まれる中国国外からの安定的な収益及びキャッシュ・フローにより、財務基盤の安定と、事業の持続的成長及び企業価値向上を図ることが可能となります。加えて、今後、BABの製品群を有望市場である日本及び中国において展開することや医薬品と生体材料の融合による新たな製品開発を行うことによる新規事業分野への展開も可能となります。

BABの買収後、当社は、世界最大の医療市場である米国と成長著しい医療市場である中国で、収益性の高い同規模の医療関連事業を展開することができます。これにより、当社の創業以来の事業戦略である、中国市場からの好機を捉えての他の主要市場への事業展開を実現することができます。さらに、当社が、今後日本市場においても製品を販売する機会を得ることができます。

(5) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

取得価額 約59.7百万ドル(6,510百万円)

(注) 換算レートは平成29年4月14日三菱東京UFJ銀行公表のT.T.M.109.22円の小数点以下を切り捨てた109円を採用しています。

(平成29年4月19日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年4月18日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正内容

訂正箇所は\_\_\_\_\_線を付けて示しております。

1 [提出理由]

(訂正前)

平成29年4月18日開催の当社取締役会において、さらなる詳細な精査評価作業の結果、問題がないこと等の一定の条件の下で、当社は100%子会社であるGNI USA, Inc. (所在地: 米国デラウェア州)を通じて、Berkeley Advanced Biomaterial, Inc. (所在地: 米国カリフォルニア州、代表取締役: François Génin, Ph.D.、以下「BAB」といいます。)を買収することを決議し、同日付で当該買収に関する拘束力のある覚書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

<後略>

(訂正後)

平成29年4月18日開催の当社取締役会において、さらなる詳細な精査評価作業の結果、問題がないこと等の一定の条件の下で、当社は100%子会社であるGNI USA, Inc. (所在地: 米国デラウェア州)を通じて、Berkeley Advanced Biomaterials, Inc. (所在地: 米国カリフォルニア州、代表取締役: François Génin, Ph.D.、以下「BAB」といいます。)を買収することを決議し、同日付で当該買収に関する拘束力のある覚書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

<後略>

2 [ 報告内容 ]

(訂正前)

1. 特定子会社の異動について（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称 : Berkeley Advanced Biomaterial, Inc.  
住所 : 901 Grayson Street, Suite 101 Berkeley CA 94710 USA  
代表者の氏名 : François Génin, Ph.D., Chief Executive Officer  
資本金の額 : 1,614千USドル  
事業の内容 : 生体材料の開発・製造・販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 0 個

異動後 : 未定

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 0 %

異動後 : 70 %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社がBerkeley Advanced Biomaterial, Inc.を買収し、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当するためであります。

異動の年月日 : 平成29年7月31日（予定）

2. 子会社取得の決定について（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容）

(1) 取得対象子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : Berkeley Advanced Biomaterial, Inc.  
本店の所在地 : 901 Grayson Street, Suite 101 Berkeley CA 94710 USA  
代表者の氏名 : François Génin, Ph.D., Chief Executive Officer  
資本金の額 : 1,614千USドル  
— 総資産の額 : 13,227千USドル  
— 事業の内容 : 生体材料の開発・製造・販売

(2) 取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の総資産、売上高及び当期純利益

決算期	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
総資産	5,207千USドル (567,568千円)	9,930千USドル (1,082,415千円)	13,227千USドル (1,441,828千円)
売上高	17,265千USドル (1,881,908千円)	15,734千USドル (1,715,054千円)	15,288千USドル (1,666,495千円)
当期純利益	8,881千USドル (968,114千円)	6,424千USドル (700,312千円)	6,170千USドル (672,612千円)

(注) 換算レートは平成29年4月14日三菱東京UFJ銀行公表のT.T.M.109.22円の小数点以下を切り捨てた109円を採用しています。

< 後略 >

（訂正後）

1. 特定子会社の異動について（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称 : Berkeley Advanced Biomaterials, Inc.  
住所 : 901 Grayson Street, Suite 101 Berkeley CA 94710 USA  
代表者の氏名 : François Génin, Ph.D., Chief Executive Officer  
資本金の額 : 1,614千USドル  
事業の内容 : 生体材料の開発・製造・販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数  
異動前 : 0 個  
異動後 : 未定  
総株主等の議決権に対する割合  
異動前 : 0 %  
異動後 : 70%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社がBerkeley Advanced Biomaterials, Inc.を買収し、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当するためであります。  
異動の年月日 : 平成29年7月31日（予定）

2. 子会社取得の決定について（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容）

(1) 取得対象子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : Berkeley Advanced Biomaterials, Inc.  
本店の所在地 : 901 Grayson Street, Suite 101 Berkeley CA 94710 USA  
代表者の氏名 : François Génin, Ph.D., Chief Executive Officer  
資本金の額 : 1,614千USドル  
純資産の額 : 12,985千USドル  
総資産の額 : 13,227千USドル  
事業の内容 : 生体材料の開発・製造・販売

(2) 取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、税引前当期純利益及び当期純利益

決算期	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
売上高	17,265千USドル (1,881,908千円)	15,734千USドル (1,715,054千円)	15,288千USドル (1,666,495千円)
営業利益	9,015千USドル (982,670千円)	6,576千USドル (716,804千円)	6,270千USドル (683,435千円)
<u>税引前当期純利益</u>	9,047千USドル (986,151千円)	6,537千USドル (712,578千円)	6,270千USドル (683,483千円)
当期純利益	8,881千USドル (968,114千円)	6,424千USドル (700,312千円)	6,170千USドル (672,612千円)

（注）1. 換算レートは平成29年4月14日三菱東京UFJ銀行公表のT.T.M.109.22円の小数点以下を切り捨てた109円を採用しています。

2. 同社の採用する米国の会計基準においては経常利益という科目がないため、ここでは、これに一番近いものとして税引前当期純利益を記載しております。

< 後略 >

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	平成29年3月29日 関東財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。



## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2017年3月29日

株式会社ジーエヌアイグループ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮入 正幸  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢崎 弘直  
業務執行社員

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイグループの2016年1月1日から2016年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイグループ及び連結子会社の2016年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジーエヌアイグループの2016年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ジーエヌアイグループが2016年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2017年3月29日

株式会社ジーエヌアイグループ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮入 正幸  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢崎 弘直  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイグループの2016年1月1日から2016年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイグループの2016年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。